

7 監査公表第 11 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 9 月 25 日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 27 日

福岡市監査委員	大 森 一 馬
同	池 田 良 子
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

1 監査報告と措置の件数

20 監査公表第 8 号（平成 20 年 5 月 15 日付 福岡市公報第 5543 号公表）分
（普通財産（土地・建物）の管理について）

… 1 件

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

【目次】監査結果に対する措置状況（平成19年度-行政監査）

No. 〈年度-監査種別-期- 事務/工事-通し番号〉					公表日	報告書	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日
年度	種別	期	事/工	番号								
H19	行政	-	事務	d	H20.5.15（福岡市公報第554号）	P. 6	財政局	財産管理課	指摘	博多区美野島（土地 70.84㎡）	措置済	R7.9.25

監査結果に対する措置状況（平成19年度-行政監査）

年度	監査種別	番号	報告書		対象所属			監査の結果	措置の状況・市の見解		通知日		
			公表日	頁	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容			
H19	行政	-	事務	d	(福岡市2015.5.14号)	P・6	財政局	財産管理課	指摘	博多区美野島（土地 70.84㎡） 当該土地は、本市が施行した土地区画整理事業にかかる換地処分の際し、地権者が清算金の抛出に応じなかったため市有地としたものであるが、換地処分前の状況のまま使用しているものである。かつて、当該使用者から買い受け申請がなされたが、金額面で協議が不成立となり、そのまま、所管局から財政局へ引き継がれている。 平成10年度までは、相手方との協議経緯が記録されているが、その後の状況については、記録がなく確認できない状態であった。今後は、継続的な交渉に努めるとともに、解決へ向けた積極的な取り組みが求められる。	措置済	相手方との協議を再開し、2筆のうち 45.48㎡については、令和6年度に売却した。残る25.36㎡についても令和7年5月に売却した。	R7.9.25